

大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年(2024年)1月23日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
中野学

監査結果報告書

第1 監査の種類

- 1 地方自治法第199条第7項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

大阪狭山市が特定非営利活動法人大阪狭山アクティブエイジングに対して支出した大阪狭山市市民活動支援センター補助金に係る出納及びその他の事務を対象とした。

- ・令和4年度大阪狭山市市民活動支援センター事業補助金
- ・令和5年度大阪狭山市市民活動支援センター事業補助金
(対象期間は令和5年4月1日から令和5年10月31日まで)

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、当該財政援助に係る出納及びその他の事務の執行が財政援助の目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務等の執行に係る関係書類及び帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等や担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、所管部局である政策推進部公民連携・協働推進グループの補助金に関する事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において、令和5年11月20日から令和5年12月25日まで実施した。

第6 監査の結果

1 財政援助団体の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 大阪狭山アクティブエイジング
- (2) 代表者名 理事長 橋本 巖
- (3) 所在地 大阪狭山市狭山一丁目862番地の5
- (4) 設立年月日 平成18年4月1日
- (5) 役員及び会員
理事長 1人 (任期2年)
副理事長 1人 (任期2年)
理事 1人 (任期2年)

監事 1人（任期2年）
会員 17人

(6) 設置目的

地域の元気な高齢者の「生きがいつくりや社会参加」の実現を目指し、高齢者の豊富な知識や経験を、行政や一般事業者からの受託業務に活かすとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行い、活力ある地域社会のために寄与することを目的とする。

(7) 業務内容

- ア 外部事業者からの業務受託による高齢者への活動の場の提供
- イ 高齢者の知識や経験を活かした活力あるまちづくりへの助言・協力活動
- ウ その他この法人の目的を達成するために必要な活動
- エ 大阪狭山市から受託する「市民活動支援センター事業」の運営全般
 - ①相談業務
 - ②情報収集、提供業務と関連しての普及、啓発活動
 - ③団体間のネットワーク化、市民協働活動促進業務
 - ④市民協働の推進業務
 - ⑤ボランティアに関する業務
 - ⑥自主事業

2 監査の結果と意見

大阪狭山市が特定非営利活動法人大阪狭山アクティブエイジングへ支出した市民活動支援センター補助金に係る出納及びその他の事務の執行は財政援助の目的に沿って適正に行われていると認められた。